ロ中「その市の区域」とあるのは「当該旧市町村の区域」と、同号ハ中「その市の産業分類別就業者数（以下「その市の就業者数」という。）」とあるのは「当該旧市町村の区域内の産業分類別就業者数」と、「その市の就業者数の」とあるのは「当該旧市町村の区域内の産業分類別就業者数の」とする。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百一号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十三条第三項及び第四項並びに第四十四条並びに附則第三十三条及び第三十四条、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十第二項、第五十二条の二及び第九十八条第十四項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の八第三号及び第十一条の十三第二項（これらの規定を同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五十一条第二項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条及び第五十九条の二の二第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第十項並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（」の下に「平成八年法律第百十八号。」を加え、同条第七号中「経ないで」を「受けないで」に改め、「経営管理委員会」の下に「の承認の決議」を加える。

第五条第一項第三号及び第二項中「経ないで」を「受けないで」に改める。

第八条第一項第三号中「経ないで」を「受けないで」に改め、「経営管理委員会」の下に「の承認の決議」を加える。

第九条中「及び第五条第一項」を「、第五条第一項及び第二十六条第一項」に改める。

本則に次の見出し及び六条を加える。

（財務局長等への権限の委任）

第十条　法第四十三条第三項の規定及び第十四条の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、第一号に掲げるものにあっては農業協同組合又は信用農業協同組合連合会に関するものに限り、第二号及び第三号に掲げるものにあっては信用農業協同組合連合会に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下同じ。）に委任する。

一　法第二十七条において準用する法第十八条第一項の規定による届出の受理

二　法第四十二条第三項の認可

三　法第四十二条第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（次条において「準用銀行法」という。）第五十二条の五十六第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定による処分

第十一条　長官権限のうち、第一号及び第二号に掲げるものにあっては法第四十二条第三項の認可に係る信用農水産業協同組合連合会の業務の代理を行う農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に関するものに限り、第三号に掲げるものにあっては同項の認可に係る信用農業協同組合連合会の業務の代理を行う農業協同組合に限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第一号及び第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一　準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令

二　準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

三　準用銀行法第五十二条の五十五及び第五十二条の五十六第二項の規定による命令

第十二条　長官権限のうち法附則第十七条第四項の規定による命令は、特別対象組合等の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

第十三条　長官権限のうち法附則第二十八条の認可は、特定承継会社の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。

（金融庁長官への権限の委任）

第十四条　内閣総理大臣は、この政令による権限を金融庁長官に委任する。

（主務省令への委任）

第十五条　この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

附則に次の十九条を加える。

（特定農業協同組合等から特定承継会社への信用事業の譲渡）

第九条　法附則第二十九条第一項の規定により特定農業協同組合等が信用事業の全部又は一部を特定承継会社に譲り渡す場合については、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五十条の二第一項」とあるのは、「第五十条の二第一項、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十九条第二項の規定により適用する同法第二十五条第一項及び第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

2　特定承継会社が特定農業協同組合等から信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合については、法第十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「農林中央金庫法第五十四条第三項」とあるのは「附則第二十八条」と、「当該信用農水産業協同組合連合会の会員」とあるのは「当該譲り受けた信用事業に係る当該特定農業協同組合等の組合員又は会員」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第二項中「農林中央金庫法」とあるのは「この法律」と読み替えるものとする。

3　前項の規定により法第十九条の規定を準用する場合については、第六条第一項の規定を準用する。

4　法附則第二十九条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、法第三条中「特定農水産業協同組合等に対し」とあるのは、「特定農水産業協同組合等及び特定承継会社に対し」とする。